

○千葉県再生土の埋立て等の適正化に関する条例

平成三十年十月十九日条例第四十五号

(目的)

第一条 この条例は、再生土の埋立て等の適正化のための措置を講ずることにより、県民の生活の安全の確保を図るとともに、地域の生活環境の保全に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において「再生土の埋立て等」とは、再生土（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第二条第四項に規定する産業廃棄物（燃え殻、汚泥（無機性のものに限る。）その他規則で定める産業廃棄物に限る。）の脱水、破碎その他規則で定める処理により生じた物であつて、土砂と同様の形状を有するものをいう。以下同じ。）による土地の埋立て、盛土その他の土地への再生土の堆積を行う行為（同法の規定の適用を受ける行為のうち規則で定めるものその他規則で定める行為を除く。）をいう。

2 この条例において「特定埋立て等」とは、再生土の埋立て等に供する区域の面積が五百平方メートル以上である再生土の埋立て等をいう。

(再生土の崩落等の防止措置)

第三条 再生土の埋立て等（特定埋立て等を除く。）を行う者は、当該再生土の埋立て等に使用された再生土が崩落し、飛散し、又は流出しないように必要な措置を講じなければならない。

2 特定埋立て等を行う者は、当該特定埋立て等に使用された再生土が崩落し、飛散し、又は流出しないように当該特定埋立て等に係る施工の方法等に関し規則で定める措置を講じなければならない。

3 特定埋立て等について、他の法令又は条例に基づく許認可等（許可、認可、免許その他の自己に対し何らかの利益を付与する処分をいう。）であつて、当該法令又は条例の規定により再生土の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置が図られているものとして規則で定めるものを受けている場合にあつては、前項の規定は、適用しない。

(環境影響の防止措置)

第四条 再生土の埋立て等を行う者は、当該再生土の埋立て等により地域の生活環境の保全上の支障が生ずることがないように、次の各号に掲げる措置のいずれかを講じなければならない。

一 再生土の埋立て等について、規則で定める方法により測定される水素イオン濃度及び塩化物イオン濃度が規則で定める基準に適合する再生土を使用すること。

二 再生土の埋立て等に供する区域以外の地域へ流出する水の水素イオン濃度及び塩化物イオン

濃度が規則で定める基準に適合するようにするために規則で定める措置を講ずること。

(特定埋立て等の実施の届出等)

第五条 特定埋立て等（国又は地方公共団体が発注する工事に係る特定埋立て等その他規則で定める特定埋立て等を除く。）を行おうとする者は、あらかじめ、特定埋立て等に供する区域及びその周辺の状況を示す図面その他の規則で定める書類及び図面を添付して、氏名又は名称及び住所その他規則で定める事項を知事に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出をした者は、次項に規定する場合を除き、当該届出に係る事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を知事に届け出なければならない。

3 第一項の規定による届出をした者は、氏名又は名称及び住所その他規則で定める事項を変更したときは、その日から十日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

(台帳の作成)

第六条 前条第一項の規定による届出をした者は、当該届出に係る特定埋立て等に使用された再生土について、規則で定めるところにより、当該特定埋立て等に供する区域に搬入された再生土の一日当たりの量その他規則で定める事項を記載した台帳を作成しなければならない。

(定期報告)

第七条 第五条第一項の規定による届出をした者は、規則で定めるところにより、定期的に、前条の台帳の写しを添付して当該届出に係る特定埋立て等に使用された再生土の量その他規則で定める事項を知事に報告しなければならない。

2 第五条第一項の規定による届出をした者は、規則で定めるところにより、定期的に、当該届出に係る特定埋立て等に供する区域以外の地域へ流出する水について規則で定める方法による水質検査を行い、その結果を知事に報告しなければならない。

(関係書類等の縦覧)

第八条 第五条第一項の規定による届出をした者は、当該届出に係る特定埋立て等が行われている間、当該特定埋立て等に関しこの条例の規定により知事に提出した書類及び図面の写し並びに第六条に規定する台帳（以下「関係書類等」という。）を、当該特定埋立て等に供する区域内又はその付近において、近隣の住民その他当該特定埋立て等について利害関係を有する者の縦覧に供しなければならない。

(標識の掲示)

第九条 第五条第一項の規定による届出をした者は、当該届出に係る特定埋立て等が行われている間、規則で定めるところにより、当該特定埋立て等に供する区域の境界付近の公衆の見やすい場

所に、当該特定埋立て等の期間、面積その他規則で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

(終了の届出)

第十条 第五条第一項の規定による届出をした者は、当該届出に係る特定埋立て等を終了したときは、その日から十日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

(関係書類等の保存)

第十一条 第五条第一項の規定による届出をした者は、規則で定めるところにより、当該届出に係る特定埋立て等について前条の規定による届出をした日から三年間、関係書類等を保存しなければならない。

(措置命令等)

第十二条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、特定埋立て等を行った者に対し、期限を定めて、当該特定埋立て等を停止し、当該特定埋立て等に使用された再生土の全部若しくは一部を撤去し、又は再生土の崩落、飛散若しくは流出による災害の発生を防止するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

- 一 第三条第二項に違反して特定埋立て等が行われた場合
- 二 特定埋立て等に使用された再生土の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するため緊急の必要があると認める場合

2 知事は、再生土の埋立て等を行う者が第四条の規定に違反したと認める場合において、当該再生土の埋立て等に供する区域以外の地域へ流出する水により生活環境の保全上の支障が生じていると認めるときは、当該再生土の埋立て等を行う者に対し、期限を定めて、その支障を除去するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(報告徴収)

第十三条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、再生土の埋立て等（再生土であることの疑いのある物を使用している場合を含む。以下この条及び次条第一項において同じ。）を行っており、又は行ったと認められる者に対し、再生土の埋立て等に関し、必要な報告を求めることができる。

(立入検査)

第十四条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、当該職員に、再生土の埋立て等に供するものと認められる区域又は再生土の埋立て等を行っており、若しくは行ったと認められる者の

事務所その他の施設に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(市町村との関係)

第十五条 市町村がその地域の実情に応じて独自に再生土の埋立て等に対する施策を講じ、又は講じようとする場合にあつては、当該市町村の長は、規則で定めるところにより、この条例の規定の適用の除外を求める旨の申出をすることができる。

2 知事は、前項の申出があつたときは、この条例の規定の適用を除外する市町村の名称及び当該市町村についてこの条例の規定の適用を除外する日を告示するものとする。

3 前項の規定による告示があつたときは、この条例の規定は、同項に規定する日から、当該告示に係る市町村の区域においては、その日の前日においてこの条例の規定の適用を受けていた再生土の埋立て等を除き、適用しない。

(委任)

第十六条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第十七条 第十二条の規定による命令に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

第十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第五条又は第十条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第六条の規定に違反して、台帳を作成せず、又は同条に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をした者

三 第七条又は第十三条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

四 第十一条の規定に違反して、関係書類等を保存しなかった者

五 第十四条第一項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

(両罰規定)

第十九条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項におい

て同じ。)の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

- 2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき当該法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

(過料)

第二十条 第九条の規定に違反した者は、五万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 第十五条第一項の規定による申出及び同条第二項の規定による告示は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の際現に再生土の埋立て等（一時堆積（再生土の堆積のうち、再生土の埋立て等に供する区域以外の地域における再生土の埋立て等を使用されるための再生土の一時的な堆積であって、当該堆積のための再生土の搬入が反復して行われるものをいう。以下同じ。）を除く。）を行っている者に係る当該再生土の埋立て等については、この条例の規定は、適用しない。
- 4 この条例の施行の際現に再生土の埋立て等（一時堆積に限る。）を行っている者に係る当該再生土の埋立て等については、第三条及び第四条の規定は、平成三十二年三月三十一日までの間は、適用しない。
- 5 この条例の施行の際現に特定埋立て等（一時堆積に限る。）を行っている者に係る当該特定埋立て等については、その者を第五条第一項に規定する特定埋立て等を行おうとする者とみなして、同項の規定を適用する。この場合において、同項中「あらかじめ」とあるのは、「平成三十二年三月三十一日までに」とする。

附 則（令和七年三月七日千葉県条例第二十一号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、令和七年六月一日から施行する。

(罰則の適用等に関する経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）第二条の規定による改正前の刑法（明治四十年法律第四十五号。以下「旧刑法」という。）第十二条に規定する懲役（以下「懲役」という。）、旧刑法第十三条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）又は旧刑法第十六条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

(人の資格に関する経過措置)

- 4 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

(規則への委任)

- 7 附則第二項から前項までに規定するもののほか、刑法等一部改正法等の施行に関し必要な経過措置は、規則（千葉県公安委員会が所掌する事項については、千葉県公安委員会規則）で定める。ただし、職員の給与に関する条例の施行及び職員の退職手当に関する条例（学校職員（職員の給与に関する条例第一条の二第三項に規定する職員をいう。以下同じ。）に関する事項を除く。）の施行に関し必要な経過措置にあつては千葉県人事委員会規則で、職員の退職手当に関する条例（学校職員に関する事項に限る。）の施行に関し必要な経過措置にあつては千葉県教育委員会があらかじめ千葉県人事委員会の承認を得て千葉県教育委員会規則で定めるものとする。